

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議・ 打合せ ・ 協 議	文 書 番 号	1108 (情報公開・個人情報保護審査会)
		決 裁 期 日	平成23年10月25日
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会		
日 時	平成23年10月25日 午後4時00分 から 午後5時15分		
場 所	役場2階 審議室		
出席者	委 員 佐藤憲治・小門史子・平倉範子・伊藤里美・濱本幹郎 事務局 町長・田中利幸・石田昭彦・宮下正美・山内智晴		
(内 容)			
1	委嘱状交付	町長より各委員自席にて交付	
2	町長挨拶	省略	
3	事務局職員自己紹介		
4	協議事項		
	会長・副会長の選任について		
	・町長が進行。事務局より案を提示し、全委員が了承		
	会長	佐藤 憲治	
	副会長	小門 史子 (従前より、副会長は弁護士としている。)	
	平成23年度上期情報2条例に伴う運用実績について		
	・事務局 概要について別紙により説明		
	【意見】 個人情報の開示について、第三者情報提供の可否について確認しているが、第三者が同意しない場合は、当該情報については開示しないのか。あるいは黒塗りして開示するのか。		
	【回答】 当該情報自体が第三者が作成したものであるため、町からは開示自体行わない。		

<p>審査会確認事項について</p>
<p>1) 運用実績報告について</p> <p>平成17年2月15日開催の審査会において確認されている運用実績報告に関する事項「審査対象案件がない場合については会議を見送り、運用実績は文書報告とする」ことについて、再確認した。</p>
<p>2) 審査会開催方式（書面協議）等について</p> <p>「個人情報保護条例の運用に伴う取扱要綱」(平成20年4月25日決定)に基づく審査会開催方式（書面協議）等の取扱について、今後もその取扱を継続することを確認した。</p>
<p>個人情報取扱事務の審査案件について</p>
<p>1) 自然災害時における安否情報システムの運用に係る個人情報の提供等について</p> <p>・事務局 内容について、資料1により説明</p> <p>【意見】 安否情報システムについては、安否情報について、確認できるまで何日くらいかかるのか。</p> <p>【回答】 実際に運用されていないため、何日くらいで確認できるかは不明であるが、安否情報については収集・整理・報告というながれになるため、若干の日数を要するのではないかと考える。</p> <p>【意見】 安否情報については、照会に対する回答と公表に分かれているが、どこまで公表するのか。今の色々な事情を抱えている人がおり難しい面があるのではないか。</p> <p>【回答】 安否情報の回答・公表については、本人の同意が原則であり、本人が回答・公表について同意しない場合は、その意思に基づくこととなると考えられる。ただし、死亡者、意識不明者・幼児など本人の意思確認が難しい方については、その関係者を早く見つけることが、当該者本人及び家族等にとって重要となるので、そういう方の最低限の個人情報を公表する必要があると考えられる。</p> <p>今回の審査案件については、具体的内容が現在国で検討されている内容であることから、今回の審査会での最終判断は行わず、今後、その具体的内容が明らかになった際に改めて審査会を開催し検討する。またその内容が現在の国民保護法における内容と同程度以上の内容である場合については、審査会開催による審議は行わず、書面協議による審査とすることで全委員確認した。</p>
<p>その他</p> <p>【意見】 防災関係では、現在各住民会で自主防災組織づくりが進められているなかで、各</p>

地域で住民会等へ加入していない方の扱いに苦勞している。

【回答】 住民会等への加入については、行政としても加入案内用の資料等を作成し、活用
いただいているところであるが、加入を強制できるような立場ではないため、各地
域の中で進めていただきたい。